

活用に関する取組み事例

	空き家バンク	空き家利活用等ワンストップ相談事業	空き家所有者情報の外部提供
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載することで、物件を広く周知できる。 ・市が間に入ることにより、空家の所有者と空家の利用希望者が安心して利用できる。 ・空き家バンクの登録を条件とした補助金や助成金を創設していれば、所有者等にメリットがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談してよいか分からない所有者が専門的な事業者へ相談することにより、空き家解消につながる。 ・売却について、専門事業者に相談することにより、はっきりした金額が提示できるため、所有者が検討しやすくなる。(実際にいくらで売れるとかいくら貰えるというところを気にしている方が多いようである。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談してよいか分からない所有者が専門的な事業者へ相談することにより、空き家の解消につながる。 ・意向確認アンケートを実施することにより、空家所有者の希望などを把握することができる。 ・市が間に入ることにより、所有者が安心して事業者に相談できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・登録件数が増えない ・登記済みの建物及び土地であることや登記簿上の所有者等と登録したい人が同一であることが登録要件となっているため、相続が滞っているとすぐに登録できない。 ・空き家バンクの登録を条件とした補助金や助成金が創設されていないと所有者等にとってはメリットが薄い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・意向確認アンケートの返送率が悪く、所有者情報の提供や相談などに至らない場合がある。
方法	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照
市の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・宅建協会等と協定を締結する。 ・空き家バンク設置要綱を作成 ・空き家バンクについてのホームページを作成 ・空家等所有者からの物件申請、登録受付 ・利用希望者の利用申請、登録受付 ・空家等の物件調査(市職員・媒介事業者・空家所有者で立会いのもと物件を調査する。) ・ホームページに空家等の物件の掲載、更新等 ・空き家所有者と利用希望者の橋渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組み作り(相談窓口や登録事業者など) ・窓口対応できる事業者と協定を締結 ・ワンストップ相談窓口についてのホームページを作成 ・ワンストップ相談窓口の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組み作り(情報提供における取り決めの作成、空家所有者への接触の仕方、アンケートや同意書の内容の精査、協定締結する団体の選定など) ・宅建協会等と協定を締結する。 ・所有者にアンケート調査を実施 ・所有者と協定事業者との仲介役
参考自治体	白岡市	所沢市	群馬県太田市